

## サイバーポート(港湾管理分野)



### はじめに

近年、AI、IoT等の情報通信技術が著しく発展する中で、国際貿易プラットフォームの実用が開始される他、諸外国の港湾においても手続の電子化とそれに伴う物流の可視化を推進するなど、電子化の動きは各方面で活発化しており、我が国の港湾においても電子化の取り組みを進めることが求められています。

このような状況を踏まえ、国土交通省港湾局では、紙、電話、メール等で行われている港湾関連手続等電子化、港湾を取り巻く様々な情報が相互に繋がる環境の形成や、港湾全体の生産性向上を目的として、データプラットフォームである「サイバーポート」を構築しています。

サイバーポートには、民間事業者間の港湾物流手続を取り扱う「港湾物流分野」、港湾管理者の行政手続や調査・統計業務を取り扱う「港湾管理分野」、港湾の計画から維持管理までのインフラ情報を取り扱う「港湾インフラ分野」という3つの異なる分野が存在しますが、本稿では特に、「サイバーポート(港湾管理分野)」におけるこれまでの取り組みと今後の展望についてご紹介します。

### サイバーポート(港湾管理分野)の取り組み

「サイバーポート(港湾管理分野)」は、港湾管理者に対する行政手続や調査・統計業務を電子化・効率化することで、港湾関係者の業務負担を軽減するとともに、統計の正確性・迅速性向上やデータに基づく港湾政策立案の推進を目的としており、以下の3つの取り組みからなります。

#### ①サイバーポート(手続)

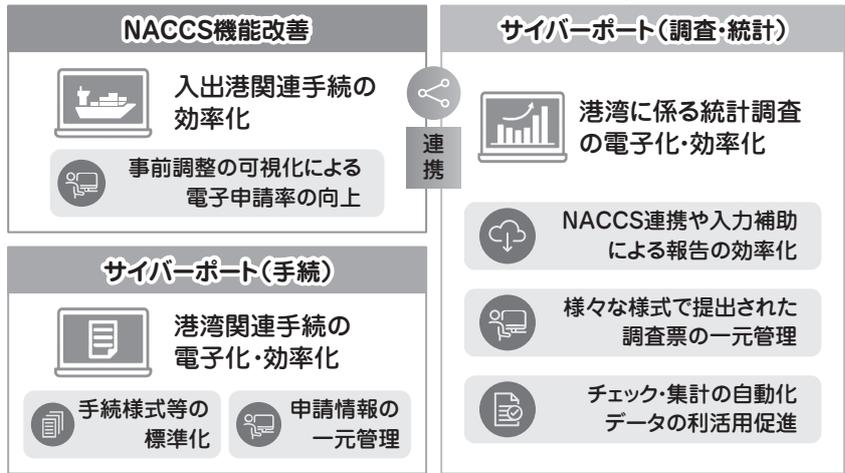
港湾施設の使用許可申請など港湾管理者に対する行政手続をシステム上で実施可能とし、各種手続様式等を統一化することにより、申請者・港湾管理者双方の負担を軽減。

#### ②サイバーポート(調査・統計)

港湾に係る調査・統計業務をシステム化し、NACCS<sup>1)</sup>との連携や入力補助、自動集計等により報告者・港湾管理者双方の負担を軽減。

#### ③NACCS機能改善

入出港関連手続を取り扱うNACCSにおいて、バースの空き状況を可視化し、電子申請率を向上させるため、バースウィンドウ等の追加機能を構築。



サイバーポート(港湾管理分野)の概要

これらのシステム構築にあたっては、令和4年度に特定の港湾にて利用実証を行い、そこで得た意見等も踏まえながら令和5年度に機能改修を実施、令和6年1月より順次、運用を開始しました。令和6年10月時点で、甲種港湾<sup>2)</sup> 166港のうち123港でサイバーポート(調査・統計)を用いた調査票の提出、23港でNACCSのバースウィンドウ機能の利用、11港でサイバーポート(手続)を用いた行政手続が可能となっています。

また令和6年3月には、港湾管理分野のポータルサイトを開設し、ポータルサイト上で各システムの利用申請やログイン、操作マニュアル等の掲載を行っており、利用者への周知と利便性向上に努めています。

- 1) 輸出入・港湾関連情報処理システム
- 2) 港湾調査において毎月調査を行う港湾

### 今後の展望

サイバーポート(手続)については、港湾行政手続に係る業務をシステム上で一気通貫に行えるよう、実装済みである申請～承認までの機能に加えて、事前調整(施設の予約等)や料金(施設使用料等)の計算・精算に係る機能を追加し、利用者の更なる利便性向上を図ります。

サイバーポート(調査・統計)では、全国輸出入コンテナ貨物流動調査など一般統計調査の実装や、データを利活用することで政策検討に係る基礎資料の作成が容易になるような機能の構築を予定しています。

サイバーポート(港湾管理分野)  
ポータルサイト

<https://kanri.cyber-port.mlit.go.jp/>

